

Title	安南科挙制度小考：覈について
Sub Title	Essay on the civil service examination system (科挙制度) in Annam (安南)
Author	竹田, 龍児(Takeda, Ryuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 Vol.37, No.1 (1964. 6) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	<p>This article was written as a part of the Study of the History of Civil Service Examination (科挙) in Annam (安南) In Annam (安南), it was provided that the applicants for the Civil Service Examination were required to pass the preliminary test of abilities. This preliminary test was called "Hach" (覈) in Nguyen Dynasty (阮朝). This test was given by the professors and teachers of the sub-division of the Province (州県), at the year when the Civil Service Examination took place. The results of this test were taken under the reconsideration of the President (祭酒) or Professor (司業) of National College (国子監) or the Chief of the Educational Department (督学) of Province (省府). This preliminary test was given on the same subjects as those of Civil Service Examination. The candidates who passed this test were exempted from the military service and corvee either for one year or for half a year, and eligible for Civil Service Examination. The oldest case of this preliminary test that the sources at my disposal can prove is presumed to be about the reign of Thantong (聖宗) (1460-1490) of the Le Dynasty (黎朝) It is generally believed that the Civil Service Examination in China, was open only to the students of the Public Shools But in Annam, any precise regulation can not be found concerning this point. Therefore I may safely say as a provisional conclusion that such a close relationship between public school and Civil Service Examination did not exist in Annam as in China.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640600-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640600-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 安南科挙制度小考

— 覈 に つ い て —

竹 田 竜 児

(一)

昨年「阮朝科挙制度の一考察——饒学試法と課士法を中心として——」と題する小論を発表して、黎朝末期に阮氏の管内で施行されていた饒学試と、その後身と見るべき阮朝初期の課試とは、共に士子に対する奨学的な意味をもつた優遇策であつて、決して郷試への予備試験ではなかつたことを明かにした。そして郷試に應ずる者には別に中国の科考に似た覈なる考査があつて、これにパスすることが応試の必要条件であつたことを附記して置いたのである。ところで前記の拙文はこの覈について論ずるのが目的ではなかつたために、調べも不十分で従つて若干訂正を要する点も見出されるに至つたのでこゝに改めて覈について検討を加えてみたいと思う。

先頃偶然ルイ・シヨシヨ (Louis Chochod) という人の “Hué, la mystérieuse” なる一書を手に入れたが、中に安南の士人と科挙について論じた文章があり、その中で著者は課試と考覈に関して次の如く述べている。

Les concours littéraires (et non examens) comprenaient tout d'abord deux séries d'épreuves élémen-

taires et éliminatoires qui en cas de succès, permettraient de se présenter au grand concours du mandarinat.

Ces épreuves s'appelaient "Khao" et "Hach".

La première avait lieu tous les ans, le 15<sup>e</sup> jour du 4<sup>e</sup> mois, dans le chef-lieu de chaque province.

La seconde, au même quantième du quatrième mois, mais tous les trois ans, et au chef-lieu de chaque province.

Les étudiants classés au «hach» (examen probatoire) pouvaient affronter les concours régionaux, ou «huong-thi»,<sup>(1)</sup>.....

シヨシヨ氏の言う Khao には考 (khào) の字が当てはまるかと思われるが、この毎年四月十五日に各省城で取り行われたという学力テストこそは課試に他ならない。思うにこれは恐らく課試と考覈とを混同したところから来ているのであろう。しかもこの課 (khóa) なるテストは「以夏冬二孟月十五日為課期<sup>(2)</sup>」と定められていて、四月のみならず十月十五日にも施行されていたのであり、また覈 (正確には Hach) の期も後述する如く必ずしも毎三年目の四月十五日と決つていたわけではなかつた。シヨシヨ氏がか様な記述を行ったのは或は寔録の嗣徳八年三月の条に「凡遇郷試之年……各以四月十五日一会同教訓覈課」とある記事から導かれ来つたものではなからうかと推測される。実は私自身もたまたま寔録の中から課と覈との区別を判つきり示している右の記事を発見した喜びから軽卒にも覈なる予備試験が嗣徳年間に始まるかの如く記したのであるが、その誤りなることが判つたのでその点を訂正する傍らこれを機会に覈に関する諸規定や実施の方法などについても考えてみようとするものである。

(二)

覈なる語には「しらべる」「あきらかにする」などの意味があり、寔録の中でも「命<sup>3)</sup>鄭懷徳<sup>4)</sup>覈公姓有<sup>5)</sup>文学<sup>6)</sup>者<sup>7)</sup>彙冊奏聞」だの「命<sup>3)</sup>諸地方<sup>4)</sup>察<sup>5)</sup>覈属<sup>6)</sup>県教職能否<sup>7)</sup>以<sup>8)</sup>聞」だのいう風に用いられていて、必ずしも特定の考査のみを意味するものではない。この語を前に記した様な郷試への予備試験の意味に使用した比較的早い例としては寔録の明命二年（一八二一）二月の条に見える次の記載を挙げることが出来る。

申定郷試例……凡<sup>1)</sup>応試士人、前科未中一場二場者、由<sup>2)</sup>学臣<sup>3)</sup>考覈、軍吏由<sup>4)</sup>所管<sup>5)</sup>考覈、中者<sup>6)</sup>応<sup>7)</sup>試、遊学者並<sup>8)</sup>回<sup>9)</sup>原籍<sup>10)</sup>、毋<sup>11)</sup>得<sup>12)</sup>附<sup>13)</sup>試、復命是年郷試、鹿鳴宴以<sup>14)</sup>銀代。<sup>15)</sup>

すべて郷試に<sup>1)</sup>応<sup>2)</sup>ぜんとする者のうち、前回の郷試の二場（第二次試験）にも一場（第一次試験）にも合格しなかつた者は学臣（教授や訓導）による豫備考査を、軍吏（兵丁と吏役）は所轄官庁による予備考査を受ける必要がある、その合格者だけが郷試を受けることが出来たのである。

同様の規定が嘉隆十一年（一八一二）五月の条下にも見えているが、そこでは考覈という語の代りに覈<sup>1)</sup>寔なる表現が用いられている。

凡<sup>1)</sup>兵丁吏役有<sup>2)</sup>学業<sup>3)</sup>情<sup>4)</sup>願<sup>5)</sup>応<sup>6)</sup>試<sup>7)</sup>者、兵丁在京由<sup>8)</sup>兵部<sup>9)</sup>、在外由<sup>10)</sup>地方官<sup>11)</sup>、吏役由<sup>12)</sup>所管<sup>13)</sup>覈<sup>14)</sup>寔、通<sup>15)</sup>文理<sup>16)</sup>者、免<sup>17)</sup>公務<sup>18)</sup>三月、許<sup>19)</sup>回<sup>20)</sup>肄習、至<sup>21)</sup>期入<sup>22)</sup>試、前科生徒<sup>23)</sup>應<sup>24)</sup>試被<sup>25)</sup>黜落<sup>26)</sup>者、仍<sup>27)</sup>旧、生徒・士人預<sup>28)</sup>中二場<sup>29)</sup>、免<sup>30)</sup>徭役三年<sup>31)</sup>、一場免<sup>32)</sup>二年<sup>33)</sup>。

とあるのがそれである。兵丁と吏役にも科挙の<sup>1)</sup>應<sup>2)</sup>試資格を認めていたことは興味のある事実である。なお課試について

考えた際にも感じたことだが、挙子達にかくの如き徭役免除の恩典が与えられていたのは、人材を育成し知識の向上を図るといふ目的からばかりでなく知識層の把握という狙いをも兼ねていたように推測される。

(三)

明命六年(一八二五)九月に「課肄考試及旌別学臣淑慝之法」なるものが制定されたが、その中の「考試之法」はすべて十項目より成り、覈に関する規定もその中に含まれている。その第一は曰精考覈で、次の如くである。

凡試期、応試士人、由ニ所在教訓等ニ考覈一遭、各於ニ卷面題下ニ押指、以防ニ頂冒、考法略具ニ四場題目、通ニ文理ニ者酌量採取、仍修ニ中簿、考卷転ニ交学政上司、在ニ京由ニ祭酒司業、在ニ營鎮由ニ督学ニ再加ニ覆覈、有下不レ成ニ文理ニ及曳白不足者、教訓等照ニ不レ応軽律ニ問擬、入場日猶有ニ等弊、祭酒司業督学等照ニ違令律ニ随ニ卷数多寡ニ問擬、或有下不レ安ニ本分ニ妄自喧鬧者、所轄之祭酒司業督学並教訓等降罰有レ差、士人有ニ遊学或他往者ニ回ニ本籍由ニ里長ニ照開応レ覈、……

これによれば、郷試受験志望者は必ず本籍地に於て教(授)訓(導)による学力テスト(考覈)を受けるわけであるが、その際に不正行為を防止するため答案の表面題下に押指させることになつていた。ところでこの押指というのは所謂指紋をとることではなく画指を意味するものであろう。考查の方法としては科挙と同じ四つの科目を課し、一応筋路の通つた答案を以て合格として合格者名簿を作り、答案は学政上司の手許に差出す。ついで在京者の分は国子監祭酒と司業とが、地方在住者のは督学がそれぞれ再審査(覆覈)を行い、何を書いているのかわけの判らないものや白紙答案を出した者などがいた場合には教授や訓導は軽い処分を受ける。更に郷試の際にも同様の事態が発生した場合には祭酒・司業・督学らは違令律に照らし、劣等答案の多寡に応じて処罰された。

なお考覈が如何なる時期に行われるかについてはこゝには何も記されたいないけれども、少くとも明命年間にはシヨ氏の説く如く四月十五日と決められていたわけではなかつたことは、明命十五年（一八三四）三月の郷試例に  
期前三月、教授訓導各將<sub>ニ</sub>所轄<sub>ニ</sub>應試士人<sub>一</sub>考閱一遭、<sub>ニ</sub>交<sub>ニ</sub>學政上司<sub>一</sub>、覆覈。<sup>(8)</sup>

とあつて、郷試の期日の三ヶ月前に考覈に覆覈とを取行うよう規定されているところから明かである。というのは当時郷試は全国一斉に行なわれたのではなくて承天・父安・嘉定の三場は七月に、清葩・北城・南定の三場は九月にそれぞれ施行されていたからである。

#### (四)

「考試之法」の第九は嚴<sub>ニ</sub>防守<sub>一</sub>というのであつて、郷試や會試の際に兵卒や象隊まで繰り出して警戒に当らせたばかりでなく、予備考査にまで兵丁が派遣されていたことを知り得る。

九日嚴防守、學臣考覈日須<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>兵丁守護<sub>一</sub>、祭酒司業由<sub>ニ</sub>禮部<sub>一</sub>、<sub>ニ</sub>轉<sub>ニ</sub>咨<sub>ニ</sub>兵部<sub>一</sub>量撥、督學教訓由<sub>ニ</sub>所在鎮府<sub>一</sub>、<sub>ニ</sub>量撥<sub>一</sub>、均守護  
慎密以防<sub>ニ</sub>姦混<sub>一</sub>……

とあるのが即ちそれである。

明命九年（一八二八）六月に各地の郷試場の考官（分考・覆考・初考）の員数を夫々四割から五割方近く減らすことゝしたが、これは次の如き禮部の奏請によるものであつた。

今科試法甚嚴、所在士人既由<sub>ニ</sub>訓導教授<sub>一</sub>考覈一遭、又由<sub>ニ</sub>學政上司<sub>一</sub>詳加<sub>ニ</sub>覆覈<sub>一</sub>、頑劣者不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>混冒<sub>一</sub>、非<sub>ニ</sub>復如<sub>ニ</sub>前科之繁雜<sub>一</sub>、所以<sub>レ</sub>應試士數比<sub>レ</sub>前減少而例定諸試場分考初考覆考員額頗多、請<sub>ニ</sub>應量減務<sub>一</sub>、使<sub>ニ</sub>人適<sub>ニ</sub>於事<sub>一</sub>。<sup>(9)</sup>

礼部の言うところは、近来試験の法が厳格になり、予備学力考査も再度の審査を経て行われるので、以前の様に劣悪者のまぎれ込む余地はなくなり、そのために郷試受験者の数も従来に比して減少するに至った。従つて考官の員数も今迄通りに据え置く必要はないというのである。郷試受験者の数が減少したのは果して学力テストを厳格に施行するようになった結果だとすればそれはまことに喜ぶべき傾向であつて、こゝにも明命帝の科挙に対する並々ならぬ関心と熱意が反映していると見ることが出来よう。

## (五)

次に嘗て一部分を原文のまゝ引用したことがあり、本稿でもさきに若干触れるところのあつた嗣徳八年（一八五五）三月申定の士子課覈例の要点をもう一度こゝに摘記して課と覈との間の異同を明かにして置きたい。

たまたまその年が郷試の年に当つている場合には、承天並びに左右直南北圻各省の監臣（祭酒・司業）と学臣（督学）は各々四月十五日に教授・訓導を会同して覈と課とを同時に施行し、五月五日に合格発表を行う。考査は既設の試験場又は省城外の空閑地において、左右二圀に分けて行い、応募者は左圀に、応募者は右圀に入る。課の試験方法は四場題目（科挙の全科目）を出してその中から一科目を選択させるものであり、考覈の方は一通り四科目全部にわたり答案を書かせて実力を験すものである。覈の結果は文理によつて優・平・次・次次の四項に分れ、文理通活で優・平・次の三項に入つている者は纏めて別に発表し、それらの人々に対しては一年又は半年間兵徭を免除し、試冊に姓名を記入する。文理平凡で郷試に応ずるだけの力がなく、課のそれと大差なきものは次次項として課の合格者と共に発表し、課の規定に基いて兵徭を免ずるも、試冊に（その名を）記入しないことで前三者と區別される（つまり不合

格として再審査されない。覈の時期に遠方に遊学していたり、又は病氣のため受験出来なかつたような場合には郷試条例に基き追試験を受けた上で（？）郷試に應ずることが出来るが、その期限は父安以南の諸場は五月末、清化以北の諸場は七月末までとする。覈にパスして郷試を受けようという気持もなくて課に應ずる者は向例に照らして処置する云々。<sup>(10)</sup>

この原文には難解な個所があつて言葉の隅々までは判らないまでも大意だけは掴み得たと思うのであるが、最後の「非ニ<sup>レ</sup>覈入<sup>レ</sup>試而<sup>レ</sup>應<sup>レ</sup>課者炤ニ<sup>レ</sup>依向例<sup>ニ</sup>辦」とある向例は具体的に何を指しているのか今のところ明かでない。

## (六)

嗣徳三十三年（一八八〇）十一月に廷臣らが諭旨に基いて申擬せる学法と試法とに関する摺上なるものが寔録に見えている。その中から覈に係のある部分を左に抄出することゝしたい。

一 申ニ定覈法<sup>ニ</sup>、<sup>のち</sup>嗣届ニ郷試之年<sup>ニ</sup>、由<sup>ニ</sup>所在府県教訓<sup>ニ</sup>、飭令各社村類<sup>ニ</sup>、開<sup>レ</sup>應<sup>レ</sup>覈<sup>ニ</sup>千名<sup>ニ</sup>、平日有<sup>ニ</sup>無<sup>レ</sup>孝悌廉謹<sup>ニ</sup>及三代祖父有<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>干<sup>レ</sup>連案件<sup>ニ</sup>、郷里親属連名保結、由<sup>ニ</sup>府県員並教訓<sup>ニ</sup>、各以<sup>ニ</sup>場期前四月<sup>ニ</sup>、略備<sup>ニ</sup>三場文体<sup>ニ</sup>、先行<sup>ニ</sup>考覈<sup>ニ</sup>、揀勝者彙冊<sup>ニ</sup>、交<sup>レ</sup>監臣<sup>ニ</sup>、学臣<sup>ニ</sup>、府省道臣各以<sup>ニ</sup>場期前三月<sup>ニ</sup>、再督<sup>ニ</sup>同監臣<sup>ニ</sup>、学臣<sup>ニ</sup>、嚴加<sup>ニ</sup>覈閱<sup>ニ</sup>、彙冊咨<sup>レ</sup>部。

一 量減士数、嗣<sup>レ</sup>應<sup>レ</sup>覈<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>中士数、承天七百名、広治三百名、広平三百五十名、広南四百名、平定四百名、広義二百名、父安八百名、河静四百名、清化七百名、寧平三百名、南定八百名、海陽五百名、興安二百五十名、河内八百名、北寧五百名、山西五百名、慶和・平順・富安各一百名上下、興宣・太諒<sup>〇</sup>倣五十名上下。<sup>(11)</sup>

右の答申案は裁可を経て直ちに施行されたが、覈法に関する新しい規定としては、所在の府県・教授・教導が各社村



に命じて、志望者の数と本人の平生の素行及び父祖三代が犯罪に関係があつたかどうかを申告させ、郷里の親屬達に連名の誓約書を出させる。そして郷試前四ヶ月の時期に府県官並びに教授訓導が三場文体（従来の四科目がこの頃は三科目に改められていた）を備へて先づ考覈を行い、それにパスした者は姓名が試冊に記入されて監臣（国子祭酒・司業）と学臣（督学）の手許に届けられる。ついで郷試の三ヶ月前に監臣と学臣はそれぞれ府・省・道の係官立会の下に厳密な覆覈（再審査）を行つて合格者を決定し発表する。

さきに発表した小論中にシュレーネ氏の考覈と覆覈に関する所説を紹介して置いたが、覆覈についての氏の見解は *S'il réussissent, ils sont conduits auprès du dōc hoc qui renouvelle encore une fois l'épreuve, afin d'éliminer les sujets incapables.* <sup>(12)</sup> というのである。その通りだと覈の合格者を督学がもう一度試験するわけであるが、筆者の利用し得る安南本の史料は記事が極めて簡単で「再加<sub>ニ</sub>覆覈」とか「詳加<sub>ニ</sub>覆覈」とかあるに過ぎない。従つてそれが果して新しい別の問題による再試験であつたのか、それでも単なる再審査に過ぎなかつたのが充分明かではなく、どうも後者の様なやり方ではなかつたという疑いが存する。

次に予備試験合格者の数が減らされるに至つたがこれは嚴選主義を以て臨まんとする当局の意図の表れに他ならないであろう。従前に比較してどれだけ減つているかを数字的に知る材料がないのは残念である。新しい定員数を多い順に並べ換えて表示すると次の如くなる。

父	安	800名
南	定	800
河	内	800
承	天	700
清	化	700
海	陽	500
北	寧	500
山	西	500
広	南	400
平	定	400
河	静	400
広	平	350
広	治	300
寧	平	300
興	安	250
広	義	200
慶	和	約100
平	順	約100
富	安	約100
興	宣	約 50
太	諒	約 50

(七)

安南における考覈の制度は範を中国の科考にとつたものであることは先づ疑いの余地はあるまい。ではこの制度は阮朝において始めて施行されたのであろうか。次にこの問題を考えてみたい。

欽定越史通鑑綱目を検するに既に黎朝時代に覈に似た予備試験制度が存在していたことを物語る記載が見出される。熙宗の永治三年(一六七八)七月の申定郷試条例の註文に見えるところと裕宗の保泰三年(一七二一)の申定学規考法の条の記事がそれである。<sup>(14)</sup>しかしそれよりも更に適当なのは顯宗の景興二年(一七四一)正月の復郷試旧制の条である。<sup>(15)</sup>今煩を厭わず 謹按 の部分を引用することにした。

黎自中興以後、熙宗永治二年定郷試例、府州県各社長有文学或生徒為之係届科期考、覈社内士人、有通文理者、以数登県、各以社之大小為限、県考取其通文理者、類為四場士人、大県二十名、中県十五名、小県十名、次通者類為三場士人、至入試其四場士人得合与諸科儒生生徒入試官員子中三場者謂之儒生庶人中三場者謂之生徒、別卷送閱、有学者鮮有遺落、至裕宗保泰二年罷社考、改命県考二遭、先考詩及策問一二句或詩賦、後考策問一道、取中例、大県二百名、

中県一百五十名、小県一百名、通詩律者皆得充選、仍撮取其尤者、別為一簿、納鎮承司、承司与憲司会同考試、先考詩一題或絶句賦三四聯与策問一二句、後考策問一道、連中者謂之稍通、中県挙者謂之次通、有稍通次通之別、倘次通有未服情、許指出稍通的名情願与之比較以定優劣、及至場期、第一、第二、第三三場不拘稍通次通、試卷一例送閱、稍通預中三場者為稍通生徒、第四場惟稍通生徒入試、不中三場者并失稍通、其次通中三場者、但謂之生徒而不得入第四場、俟來科再由府校官即府教諭覆考一遭、題用策問一道謂之能文、考預中者方得与稍通生徒同入四場射策、故士爭以稍通為優、至是議復永治四場旧制而罷稍通、勢家子弟挾勢役財濫選參半、朝廷知其弊未幾復罷四場復保泰稍通法

記事に精粗の差や文字の異同があるがこれと略同様の記載が国朝郷科録の卷頭にある天南前朝郷会科次試法略編と「黎朝詔令善政」の卷四にも見えている。そのうち後者が最も詳しく、右に引用した 謹按 はその抄録かと思われる。今その要点を述べれば大体次の如くである。

熙宗の永治二年の制によると郷試の年には先づ社長が社内の士子をテストし、文理に通じた者を取つてその数を県に申告する。(これを社考という) 県では更にそれをテストし(県考)、成績によつて四場士人と三場士人とに分け、四場士人には儒生(官員の子でかつて郷試の第三場に合格せる者)や生徒(一般人で同じく今までに郷試の第三場に合格せる者)と共に郷試に応募することを許した。

しかるに裕宗の保泰二年に至り社考を罷めて県考を二回行うことに改められた。乃ち先づ第一回は詩と策問、或は詩と賦を試み、第二回は策問一道を課した。合格者は大県は二百名、中県は百五十名、小県は一百名で、詩律に通ずる者は皆合格するという有様であつた。そこで其の中から優れたものを選んで名簿をつくり、それを府・鎮に送り、承司と憲司の手によつて再び詩・賦・策問を試み、それに合格したものは之を稍通と言ひ、県考にパスしただけの者

は次通と称した。

本番の郷試でも第三場までは稍通・次通共に受験することが出来たが、最終試験たる第四場は稍通生徒即ち稍通の中の第三場合格者に限つて受験を許された。稍通で第三場に不合格だった者は稍通の資格を失い、その反対に次通で第三場に合格した者はこれを生徒と称し、直ちに第四場に入るとは許されないが次の機会に府の校官（即ち教諭）の覆考を受けてそれにパスすれば、能文としてさきの稍通生徒と共に第四場試に應ずることが出来た。この保泰の制度はなかなか厳格で及第することが容易でなかつたので、<sup>16</sup> 顯宗の景興二年に再び永治の旧に復することゝなつた。するとこんどは勢家の子弟達が或は権力をたのみ、或は財力に物を言わせるなどして不正を図つたため、間もなくまた元の保泰稍通の法に帰つた（景興八年）。

## (八)

以上の記述によつて、黎朝の後期に社考・県考などの名の下に科挙志願者に対する学力予備テストが行われていた事実を確認出来たと思う。ではこの学力テストの存在はいつ頃まで遡り得るであろうか。この問題に入る前に、多少余談にわたる嫌いがあるが、右の引用文の続きをこゝに書いて置きたい。

保泰稍通の法に復帰した景興八年から僅か三年後の景興十一年（一七五〇年）に、宰臣の杜世佳は兵興り軍費がかさむに至つたのを理由にまたもや試法を県考二回と改め、合格者はこれを挙知といい、その数は大県は七十名、中県は五十名、小県は三十名とし、他に十歳以上の男子で通経錢三貫を納めた者に対しては学力予備テストを免除し郷試受験を許した。越史通鑑綱目はこれに関して

利<sub>レ</sub>其得<sub>レ</sub>錢之多<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>問<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>學無<sub>ニ</sub>學<sub>一</sub>、雖<sub>ニ</sub>屠沽販賈之輩<sub>一</sub>與<sub>ニ</sub>或三四歲小兒<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>拘<sub>ニ</sub>雇倩懷挾<sub>一</sub>、凡名在<sub>ニ</sub>三場<sub>一</sub>者即為<sub>ニ</sub>生徒<sub>一</sub>、惟不<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>第四場<sub>一</sub>、後科如<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>實學<sub>一</sub>者亦照<sub>ニ</sub>府考能文例<sub>一</sub>入<sub>レ</sub>場射策、場屋之弊至<sub>レ</sub>此極矣。<sup>(17)</sup>

と言ひ、国朝郷科録は「于<sub>レ</sub>辰<sub>三</sub>貫生徒布<sub>ニ</sub>滿天下<sub>一</sub>、遂使<sub>ニ</sub>賓興之典<sub>一</sub>公為<sub>ニ</sub>眩鬻之場<sub>一</sub>、古來科挙取<sub>レ</sub>人、不<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>是之以<sub>レ</sub>錢代<sub>一</sub>也」と記し、歴朝憲章類誌の科目誌は「農工商賈投<sub>レ</sub>牒願<sub>レ</sub>輸<sub>レ</sub>之、入場日互相踐躁有<sub>レ</sub>死<sub>ニ</sub>於場門<sub>一</sub>者、場中挾書問字借人代試公然行<sub>レ</sub>之」とさへ述べている。まことに驚くべき科場の腐敗振りである。

(九)

最後に学力テストが安南では何時頃から行われていたかを考えてみよう。同じく黎朝時代に関するものであるが欽定越史通鑑綱目の聖宗の光順三年(一四六二)四月の条にこの問題と関係がある様に思われる左の記事が先づ見出される。

夏四月定<sub>ニ</sub>郷試法<sub>一</sub>、天下士人不<sub>レ</sub>拘<sub>ニ</sub>軍民<sub>一</sub>、各色聽<sub>ニ</sub>本管並社長保結<sub>一</sub>、其人寔有<sub>ニ</sub>德行<sub>一</sub>方許<sub>ニ</sub>應試<sub>一</sub>、其不孝不睦乱倫教唆者並不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>預、唱優及經<sub>ニ</sub>于逆党偽官<sub>一</sub>有<sub>ニ</sub>惡名<sub>一</sub>者、本身及子孫均不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>預、應試人等卷面出<sub>ニ</sub>具本身並父母姓名脚色年貫及所<sub>レ</sub>治經<sub>一</sub>、其試法先暗写一場謂<sub>ニ</sub>之汰冗<sub>一</sub>、第一場経伝義共五道、第二場詔制表、第三場詩賦詩用<sub>ニ</sub>唐律<sub>一</sub>賦用<sub>ニ</sub>古体騷選<sub>一</sub>、第四場策一道問以<sub>ニ</sub>経史世務<sub>一</sub>、本年八月入試、其預中者送<sub>ニ</sub>名礼部<sub>一</sub>至<sub>ニ</sub>明年正月月中旬<sub>一</sub>會議。<sup>(18)</sup>

右の文中に見える「汰冗」なる考査は、郷試の一部をなすものであるのか、それとも郷試に先立つて行われるものであるのか多少判然としない憾みがあるけれども、筆者はこの「汰冗」は郷試に先行し後の覈に該当するものであると考へている。それに汰冗なる語は或は陶汰冗員の略かと推測されるに於ては尚更である。その試法については「暗写一

場」とだけで詳しいことは知り得ないが、多分古文を暗記して書き写すだけの簡単なテストに過ぎなかつたものと考えられる。なおこれと類似の文例が同書卷二五憲宗景統五年（一一五〇二）冬十二月の条にも次の如く見えている。

敕自今鄉試、各社長開<sub>ニ</sub>結士人<sub>一</sub>、除<sub>ニ</sub>秀林生徒<sub>一</sub>外、余軍民人等有<sub>ニ</sub>学行<sub>一</sub>能備<sub>ニ</sub>四場文体<sub>一</sub>、及興化安邦宣光諒山士人能備<sub>ニ</sub>三場<sub>一</sub>者並聽<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>試（中略）社長類<sub>ニ</sub>取姓名<sub>一</sub>、本府泉州覆覈、暗写一場、中者承憲二司詳加<sub>ニ</sub>考試<sub>一</sub>。

この場合の暗写一場も、たとえそれが考覈ではなくて覆覈であるにしてもその学力テストたることには疑いがないと考える。

暗写なる試法は黎朝以前にも行われていた証跡がある。越史通鑑綱目卷八の陳英宗興隆十二年（一一三〇四）の条には三月試太学生、試法先使<sub>レ</sub>暗写穆天子伝及医国篇<sub>一</sub>以汰冗、次則經疑經義及詩賦、又次詔制表、終則策一篇、以定<sub>ニ</sub>其等第<sub>一</sub>、賜<sub>ニ</sub>太学生四十四人<sub>一</sub>……

とある。これはさきの聖宗の光順三年の記載と一見極めて似通つていようであるが、両者を比較するならばその間に著しい差違のあるのに気付かれるであろう。即ち後者にあつては試法が先・次・又次・終という形で列挙してあり、そこには予備学力テストと認むべきものは見当らない。テキストに脱字でもあるのではなからうかと疑つてもみたが、大越史記全書<sup>19)</sup>にも歴朝憲章類誌<sup>20)</sup>にも略同様の記事が見えており、大越史記全書の陳裕宗紹豊五年（一一三四五）の条には「三月試太学生、試法用<sub>ニ</sub>暗写古文・經義・詩賦<sub>一</sub>」あつてこれらの記事からすれば、陳朝では暗写は考試の際の一科目として課せられていたものと認めざるを得ないのである。それが黎朝に至り科挙制度の整備に伴つて考覈又は覆覈の手段として用いられるようになったのではなからうか。

(10)

以上述べ来たところを要約すれば、安南に於ても科挙に應ぜんとするものは先づ学力テストを受けてそれに合格することが必須条件であった。学力テストは阮朝では覈(Hách)と称し、郷試の年に州県の教授・訓導が先づテスト(考覈)を行い、更に国子監祭酒・司業及は省府の督学がそれを再審査(覆覈)した。テストは郷試のそれと同じ科目について行われ、合格者は一年又は半年間兵徭を免ぜられ郷試に應ずるを得た。覆覈は時に覆閱とも記されていて実際は再試験というよりは寧ろ答案の再審査に過ぎなかつたのではないかと疑われる。

ではこの学力テストは何時頃から行われていたかと言うに史料の示す限りでは黎朝の聖宗(一四六〇—一四九〇)の頃からと思われる。

中国に於ては科考に應ずることの出来るのは府州県学の生徒に限られていた様に聞いているが、安南の場合はそれに関する明確な規定は見当らず、学校と科挙との間には中国に於けるほどの密接不可離な関係が確立してはいなかった様に推測される。この点に関しては今後の研究を期したい。

註

- |     |  |      |    |                |
|-----|--|------|----|----------------|
| (1) | Louis Chochood; Hué, la mystérieuse. 1943 p. 180 | (6)  | 同前 | 第一紀卷四四、嘉隆十一年五月 |
| (2) | 大南寔録正編第二紀卷三一、明命六年二月                              | (7)  | 同前 | 第二紀卷三五、明命六年九月  |
| (3) | 同前   | (8)  | 同前 | 卷一二二、明命十五年三月   |
| (4) | 同前   | (9)  | 同前 | 卷五二、明命九年六月     |
| (5) | 同前   | (10) | 同前 | 第四紀卷一二、嗣德八年三月  |
- 一凡遇郷試之年、其承天並左右直南北圻諸省監臣学臣以

卷七、明命二年二月

- 各四月十五日会同教訓覈課、五月初五日出榜、修冊通冊並類開士數與炤收覈卷課卷、各炤依原例、應覈應課或于原設試場或于省城外空曠處分為二圃、何係應覈者聽入左圃、應課者聽入右圃、收貯卷辰分貯二函、仍各炤例點閱以免淆雜、課覈題目何係應課者、備出四場題目聽其隨用、何係應覈者、略具四場文体以觀寔學、覈期聽炤從文理分為優平次次四項、何係文理通活預在優平次三項者別出一榜、各免其兵徭或一年或半年、仍將姓名彙入試冊、文理尋常未堪應試、而較與應課卷中相等者、將為次次項、仍將姓名併與應課預中人等合出一榜、炤依課例準免、不得彙入試冊以示分別、至如應課人等預中何項、炤依考課條例辦、覈期士人如有從學遠方與別因病患未能及期應覈、炤鄉試條例、聽其統覈納卷應試、又安以南諸場以五月底而止、清化以北諸場以七月底而止、各社村遇有欠兵其士人具名、非應覈入試而應課者炤依向例辦……
- (11) 同前 第四紀卷六四、嗣德三十三年十一月
- (12) A. Schreiner: Les Institution Annamites en Basse Cochinchine avant la Conquête Française. Tome II. p. 82
- (13) 欽定越史通鑑綱目卷三四黎熙宗永治三年七月
- (14) 同前 卷三五黎裕宗保泰三年
- (15) 同前 卷三九黎顯宗景興二年正月
- (16) 国朝鄉科録卷頭の天南前朝郷会科次試法畧編に「有学者不無遺落、辛酉（景興二年）復四場」とあり、欽定越史通鑑綱目卷三九には「有学者多被簞汰、至第四場得預無幾、至是議復旧制」と見えている。
- (17) 欽定越史通鑑綱目卷三九黎顯宗景興二年正月
- (18) 同前 卷一九黎聖宗光順三年四月
- (19) 大越史記全書卷六には「三月試天下士人……其試法先以医国篇穆天子伝暗写汰元、次則經疑經義并詩題……三場制詔表、四場對策。
- (20) 歷朝憲章類誌卷二六には「試天下士、賜三魁黃甲及太学生凡四十四名、其試法先以医国篇及穆天子伝暗写汰元、次經疑經義、詩用古詩五言長篇……三場詔制表、四場對策」云々。